

<指定基準について>

○栄養士法施行令の一部を改正する政令等の施行について

(平成13年9月21日健発第935号 厚生労働省健康局長通知)

栄養士法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第287号。以下「改正政令」という。)及び栄養士法施行規則の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第186号。以下「改正省令」という。)は、それぞれ平成13年9月5日に公布され、平成14年4月1日から施行することとされたところである。

今回の改正の趣旨及び主な内容を下記のとおり通知するので、十分御了知の上、その施行に遺憾のないようお願いするとともに、関係機関及び関係団体等に対する周知方をお願いする。

記

第1 改正の趣旨

今回の改正は、栄養士法の一部を改正する法律(平成12年法律第38号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、管理栄養士の業務内容が明確化され、管理栄養士の資格が登録制から免許制になることから、管理栄養士免許証と栄養士免許証のそれぞれについて、免許の申請等に係る手続の規定整備を行うとともに、高度な専門的知識及び技能を持った管理栄養士の養成を行い、及び栄養士の資質の向上を図るために、管理栄養士養成施設(学校である施設を除く。)及び栄養士養成施設に係る指定の基準を改めるほか所要の規定整備を行ったものであること。

第2 改正の主な内容(抄)

2 栄養士養成施設の指定基準について

(1) 教育の内容について、学校にあっては別表1、学校以外の施設にあっては別表2のように改めたこと。なお、教育内容ごとの具体的な教育目標については参考1のとおりであること。(栄養士法施行規則第9条第1号関係)

(2) 教員の配置等について、次のように改めたこと。(栄養士法施行規則第9条第4号、第5号、第7号及び第8号関係)

ア 社会生活と健康、人体の構造と機能又は食品と衛生のいずれかを担当する教員、栄養と健康を担当する教員、栄養の指導を担当する教員及び給食の運営を担当する教員については、それぞれ1人以上が専任であること。

イ 別表1の教育内容を担当する専任の助手の数は、3人以上であり、そのうち2人以上は管理栄養士であること。

ウ 人体の構造と機能を担当する教員のうち1人以上は、医師であること。

エ 栄養の指導及び給食の運営を担当する教員のうち、それぞれ1人以上は、管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者であること。

なお、次に掲げる者は「管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者」であること。

① 外国において取得された管理栄養士に相当する資格を有する者

② 担当する教育内容に関連する専攻分野に係る修士又は博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、担当する教育内容に関する教育研究上の業績若しくは実地指導歴を有する者

(3) 同時に授業を行う学生又は生徒の数について、おおむね40人としたこと。ただし、授業の方法及び施設、設備その他教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる場合は、この限りではないこと。（栄養士法施行規則第9条第10号関係）

(4) 施設・設備について、次のように改めたこと。（栄養士法施行規則第9条第11号、第13号、第16号及び第17号関係）

ア 教育上必要な専用の講義室、実験室及び実習室並びに給食実習室（実習食堂を備えるものに限る。）を有すること。

イ 給食実習室には別表3の機械及び器具が教育上必要な数以上備えられていること。

ウ 更衣室、図書室、医務室及び運動場を有すること。

エ 別表1の教育内容に関する2千冊以上の図書及び5種以上の学術雑誌が備えられていること。

第3 経過措置（抄）

4 改正省令の施行の際現に指定されている養成施設に入所している学生又は生徒に係る教育の内容については、なお従前の例によることができること。

（改正省令附則第2条第2項及び第3項関係）

5 改正省令の施行の際現に指定されている養成施設の教員の資格並びに備えるべき機械、器具、標本及び模型については、現に指定されている栄養士養成施設にあつては平成15年3月31日までの間、管理栄養士養成施

設にあつては平成16年3月31日までの間は、なお従前の例によることができること。（改正省令附則第2条第4項及び第6項関係）

- 6 改正省令の施行の際現に指定されている養成施設における同時に授業を行う学生又は生徒の数については、なお従前の例によることができること。ただし、学生又は生徒の定員の変更に係る承認を受ける場合又は受けた後は、この限りではない。（改正省令附則第2条第5項関係）

別表1

教 育 内 容	単 位 数	
	講義又は演習	実験又は実習
社会生活と健康	4	
人体の構造と機能	8	4
食品と衛生	6	
栄養と健康	8	
栄養の指導	6	10
給食の運営	4	

備考

- 1 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項の規定の例による。
- 2 栄養と健康及び栄養の指導の実験又は実習は、それぞれ1単位以上行う。
- 3 給食の運営は、学内実習及び校外実習をそれぞれ1単位以上行う。

別表 2

教 育 内 容		単位数	
		講義又は演習	実験又は実習
基礎分野	人文科学	12	
	社会科学		
	自然科学		
	外国語		
	保健体育		
専門分野	社会生活と健康	4	4
	人体の構造と機能	8	
	食品と衛生	6	
	栄養と健康	8	
	栄養の指導	6	
給食の運営	4		

備考

- 1 単位の計算方法は、大学設置基準第21条第2項の規定の例による。
- 2 基礎分野の保健体育の履修方法は、講義及び実技によるものとする。
- 3 基礎分野の教育内容において定められた単位数は、専門分野の教育内容についての単位をもって代えることができる。
- 4 栄養と健康及び栄養の指導の実験又は実習は、それぞれ1単位以上行う。
- 5 給食の運営は、学内実習及び校外実習をそれぞれ1単位以上行う。

別表 3

加熱調理機器

給食計画及び実務のためのコンピュータ

食器洗浄及び消毒用機器

食器戸棚

調理機器

調理台

調理用具

電気冷蔵庫

流し

配膳及び配食用機器

(参 考)

教育内容	単位数		教育目標
	講義 又は 演習	実験 又は 実習	
社会生活と健康	4	4	〔目標〕社会や環境と健康との関係を理解するとともに、保健・医療・福祉・介護システムの概要について修得する。 公衆衛生学、社会福祉概論を含むものとする。
人体の構造と機能	8		〔目標〕人体の仕組みについて構造や機能を理解し、食事、運動、休養などの基本的な生活活動や環境変化に対する人体の適応について修得する。 解剖学、生理学、生化学を含むものとする。
食品と衛生	6		〔目標〕食品の各種成分の栄養特性について理解するとともに、食品の安全性の重要性を認識し、衛生管理の方法について修得する。 食品学（食品加工学を含む）、食品衛生学を含むものとする。
栄養と健康	8		〔目標〕栄養とは何か、その意義と栄養素の代謝及び生理的意義を理解するとともに、性、年齢、生活・健康状態等における栄養生理的特徴及び各種疾患における基本的な食事療法について修得する。 栄養学、臨床栄養学概論を含むものとする。
栄養の指導	6		〔目標〕個人、集団及び地域レベルでの栄養指導の基本的役割や栄養に関する各種統計について理解する。また基本的な栄養指導の方法について修得する。 栄養指導論、公衆栄養学概論を含むものとする。
給食の運営	4		〔目標〕給食業務を行うために必要な、食事の計画や調理を含めた給食サービス提供に関する技術を修得する。

			調理学、給食計画論、給食実務論を含むものとする。また、校外実習1単位以上を含むものとする。
小計	36	14	
合計	50		